

平成28年度 第1回愛知県障害者差別解消調整委員 会会議録

平成28年5月27日（金）

愛知県障害者差別解消調整委員会

平成28年度 第1回愛知県障害者差別解消調整委員会 会議録

1 日時

平成28年5月27日（金） 午前9時45分から午前11時まで

2 場所

愛知県東大手庁舎地下1階 大会議室

3 出席者

追分委員、柏倉委員、佐藤（賢）委員、佐藤（優）委員、武田委員、田中委員、手嶋委員、平野委員、三浦委員、水野（樹）委員、水野（良）委員、山本委員、渡辺委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

4 開会

事務局

定刻になりましたので、ただ今から平成28年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、長谷川健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

5 部長挨拶

皆様、おはようございます。

愛知県健康福祉部長の長谷川でございます。よろしく申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、「平成28年度第1回障害者差別解消調整委員会」に御出席いただきましてありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進になにかと御協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて、御案内のとおり、本年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が施行されました。

本県では、この法律の趣旨を広く県民の皆様にも周知し、県民一体となって障害を理由とする差別の解消を目指すことを目的として、昨年12月に「愛知県障害者差別解消推進条例」を制定いたしました。

この条例では、不当な差別的取扱いを受けた障害のある方及びその家族等は、知事に対して、事案の解決のために必要な、「助言」、「あっせん」、「指導」を行うよう求めることができると定めております。

こうした求めがあった場合の判断にあたりまして、必要に応じて、各分野における専門的立場からの意見をお聴きする機関として、この「愛知県障害者差別解消調整委員会」を設置いたしました。

委員の皆様には、対応が困難な事例に対する意見の答申など、大変重要な役割を担っていただくこととなります。なにかと御負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、設置後初めての会議でございます。議題にありますとおり、委員会の運営に関する規定や部会の設置などについて御審議いただく予定でございます。

委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(長谷川健康福祉部長退席)

<定足数確認>

<傍聴及びホームページへの掲載についての報告>

<資料確認等>

<委員の紹介>

6 委員長選任

事務局

続きまして、本委員会の委員長を選任していただきたいと存じます。

委員長は、「愛知県障害者差別解消調整委員会規則」第4条第1項によりまして、委員の互選によって定めることとなっております。どなたか御意見ございますでしょうか。

手嶋委員

座ったまま失礼いたします。手嶋です。

日本福祉大学の柏倉委員が適任だと思いますが、みなさんいかがでしょうか。

(拍手による賛同)

事務局

ありがとうございます。それでは柏倉委員に本委員会の委員長をお願いしたいと思います。

この後の会議の進行につきましては、柏倉委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

7 会長挨拶

改めまして、日本福祉大学の柏倉と申します。よろしくお願いいたします。

私は、大学で障害者福祉を専門に研究しております。

近年、障害者差別解消法の施行に向けて様々な準備が国や県で行われてきています。私は、昨年度に国の対応指針の検討委員を務めさせていただきました。

本県におきましても、差別のない社会を目指すため、この委員会が機能すればよいと思っています。至らない点もあるかと思いますが、御協力よろしくお願いいたします。

8 議事

議題(1) 愛知県障害者差別解消調整委員会の運営について

ア 愛知県障害者差別解消調整委員会運営要領等について

イ 部会の設置について

資料1 障害者差別解消調整委員会について

資料2 愛知県障害者差別解消調整委員会運営要領（案）等

資料3 部会の設置について

参考資料1 愛知県障害者差別解消推進条例

参考資料2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

参考資料3 愛知県障害者差別解消調整委員会規則

説明 障害福祉課 伊藤主任主査

柏倉委員長

ただいま、事務局から説明がありました議題に関して御意見や御質問等がありましたらお願いします。

田中委員

資料3の部会の設置についてでございます。それぞれ7名の委員が部会に所属するということですが、部会を開催する時の成立要件についてはどこかに規定があるのでしょうか。

障害福祉課 伊藤主任主査

説明が不足しておりまして申し訳ありません。参考資料3の愛知県障害者差別解消調整委員会規則を御覧ください。第7条（部会）の第7項で第5条（会議）の規定を部会の議事について準用しておりますので、委員会と同じ要件となり、過半数の出席が必要となります。

なお、開催する際には、なるべく皆様が出席できる日程を調整していきたいと考えております。

佐藤（賢）委員

本委員会の取扱う範囲について御説明がありました。資料1の6の下のところにあるとおり、事案が不当な差別にあたるかどうか、正当な理由に当たるかどうかについて審議するということですが、対象となる案件の中に児童、生徒の場合、たとえば、特別支援学校に通っている子どもとか、特別支援学級に通っている子どもとか、通常の学級に通っている子どものなかにも障害がある子がいますが、その子達がいわゆる不当な差別、この場合は私たちの世界では、合理的配慮と申しますが、合理的配慮の排除は差別にあたりますよね。そういうことも取扱うのか。もう少し申しますと、合理的配慮の排除の案件については、教育の分野では、市町村及び県の教育支援委員会に申出なさいとされていますが、この調整委員会では、どの範囲まで対象とするのか。お尋ねします。

柏倉委員長

少し混同されているところがあって、不当な差別的取扱いと合理的配慮の提供は別でございます。

あと、事務局から説明がありました県の条例の13条にあるように、この委員会では、不当な差別的取扱いについて扱うということになっておりますので、まずはそこを押さえていただくとよいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

障害福祉課 伊藤主任主査

委員長の仰ったとおりでございますが、少し補足させていただきます。

細かい仕切りになってきますが、参考資料1の条例第13条を御覧ください。この委員会開催の前提

となります、知事に対する助言、指導、あっせんに係る求めでございますが、「第9条第1項の規定に違反する差別的取扱いを受けたと認める障害者及びその家族等は、・・・」となっております。

第9条第1項で禁止している差別は、不当な差別的取扱いであるとともに、事業者が行ったものでございます。したがって、厳密に申し上げますと、私立の学校に関しましては、事業者にあたりますので対象となりますが、公立の学校につきましては、行政機関という扱いになりますので、佐藤委員が仰ったような別の機関で解決を図っていただくことになると考えております。

柏倉委員長

あともう一点、お子さんの場合は、という御質問がありましたがその辺りはいかがでしょうか。

障害福祉課 伊藤主任主査

この条例で定義している「障害者」には障害児も含まれますので、当然対象となります。

なお、先ほど申し上げましたとおり、不当な差別的取扱いを受けたと認める障害者とその家族についても知事に対して助言、あっせん、指導を求めることができることとなっております。

柏倉委員長

補足させていただきますと、この法律は、障害がある方が様々な問題を感じて訴えでることが基本的なスタートとなってきますが、そのときに障害のある方が自分できちっと訴えをすることが難しいこともございます。そういう場合の意思決定の支援も含めて行っていくというのが国の考え方になっておりますので、そのあたりもぜひ押さえていただくとよいと思います。

それではその他ありましたらお願いします。

武田委員

専門委員を部会に招聘することがあるというような定めがあったかと思いますが、誰が、どのような場合に、どのような人を専門委員として招くのかという点について教えてください。

障害福祉課 伊藤主任主査

まず誰がということでございますが、規則で知事が任命すると規定しております。次にどのような場合にどのような人を任命するのかということでございます。障害者差別は幅広い分野で発生する可能性があります。しかしながら、委員定数は、条例で15名と定められております。代表的な分野の関係団体等から委員を推薦していただいておりますが、すべての分野をカバーすることはできません。したがって、委員が専門とする分野以外の障害分野や事業分野が対象となった案件を審議する場合に、その分野の専門家などを専門委員に任命いたします。

柏倉委員長

そのほか御質問等ありましたらお願いします。

(特になし)

柏倉委員長

ありがとうございました。それでは、愛知県障害者差別解消調整委員会運営要領及び愛知県障害者差別解消調整委員会の傍聴に関する要領につきまして、事務局案のとおりとするということによろしいでしょうか。

(異議等なし)

柏倉委員長

ありがとうございました。御承認いただいたということで次に進めてまいります。

それでは早速でございますが、ただいま御承認いただいた運営要領の第7条第1項によりまして、委員長が議事録署名者を2名指名することとなっております。

私から指名させていただきます。今回は追分委員と三浦委員にお願いします。

柏倉委員長

続きまして部会に属する委員につきまして、運営要領第7条第2項により委員長が指名することとなっておりますので、資料3のとおり指名したいと思います。よろしくをお願いします。

議題(2) その他

柏倉委員長

それでは議題(2)その他に移ってまいります。議題(1)のほか、この委員会に関すること全般で何か御意見がありましたらよろしくをお願いします。

せっかくの機会なので、思いを伝えたいことなど何でもよいので仰っていただきたいと思います。

水野(樹)委員

差別に関して、分かりにくいところがあります。公務員として市役所で働いている聴覚障害のある方がいますが、職場で障害について理解してもらえず、苦しんでみえます。そういう場合どこへ相談したらよいでしょうか。市役所内に窓口はあると思いますが、相談したことが所内に広まってしまう心配があるので、市役所以外のところで相談ができる場所はないでしょうか。

障害福祉課 伊藤主任主査

まず基本的な話からさせていただきますと、この4月1日から障害者差別解消法と同時に改正雇用促進法という法律が施行されております。雇用分野における事業主と従業員の関係の差別については、この改正雇用促進法の定めによることとされており、基本的には事業主が相談窓口を設置するなどして、障害のある従業員からの相談に適切に対応することとされております。

御質問は市役所以外の相談窓口は、ということでしたが、民間企業の場合は、都道府県労働局や第三者による紛争解決を援助する仕組み等がありますが、市役所等の行政機関は対象外ですので、各市町村に設置されている人事委員会もしくは公平委員会に相談されるとよいと思います。これらは行政委員会であり、市町村の組織ではありますが、任命権者から独立した専門機関であります。

柏倉委員長

今、事務局から説明がありましたとおり、大きく分けて法の枠としては差別解消法ともう一つ雇用促進法も今年度改正されたものが施行されておまして、職場における差別についてはそちらのスキームで扱うということが大きな柱になっていますので、この委員会で議論することが難しいことがあるかもしれませんが、そういうことも踏まえて検討していくことが重要であると思います。貴重な御意見ありがとうございました。

佐藤（優）委員

質問というよりお願いです。私たちは自閉症協会という自閉症の親の会ですが、最近自閉症も発達障害のひとつとして認知されるようになってきて、言葉がでない、単語くらいしか話せない人から日常の会話には困らない人まで幅広くなっています。もともと自閉症の障害の特徴のひとつに、コミュニケーション障害があり、普通に話せていてもなかなか自分の意見を伝えることが苦手で、分かってもらいにくい障害だというふうに思っています。大学まで出ている人であっても、どういうことで差別を受けたかというようなことを順序立てて話すなど、自分で自分の意思を表明することが不得意であったりします。

そういう方々から相談があった場合は、かなり慎重に時間をかけて聞いていかなければならないのかなという難しさを感じています。専門の先生方にもお力を貸していただいて考えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

柏倉委員長

ありがとうございました。これは御意見ということでよろしいですね。とっても重要なことだと思います。国連の権利条約においても意思の決定あるいはそれを支える支援が大きなテーマになっております。この法律は障害のある方の意思表示からスタートしますが、うまく言えない人もたくさんいますので、その支援も含めて進めていくというのは重要な視点であると思います。

佐藤（優）委員

すいません補足ですが、本人が言えないところを親や支援者が代弁していかなければならないのですが、本人の意思とは違うところで代弁してしまうこともあり、本人が思うところをうまく伝えていかなければならない難しさを感じております。

追分委員

佐藤委員の意見に関連しますが、私どもの施設もいわゆる自閉症の方などコミュニケーションの難しい方が利用されております。今グループホームなど地域で暮らす方もかなり増えてきていますけど、やはり知的障害という分野でいきますと、障害の特性上なかなか周囲の皆様に状況が御理解いただけないことも多々あると思います。そういう状況から発生する差別的な事案というのが、法律の施行等によってかなり表にでてくるようになるかなという期待感はありますが、そういう意味では地域の皆様を巻き込む形での啓発活動が重要になってくると考えられます。こうしたことは県の取組の中でも方向づけられているかとは思いますが、大切なことであると思っております。

柏倉委員長

地域との連携という話でございましたが、地域支援協議会とかそのあたりで何かありますでしょうか。

障害福祉課 伊藤主任主査

委員長が仰った地域支援協議会でございますが、本委員会とは別に障害者差別解消法に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」というものを立ち上げております。この協議会は、地域の様々な関係機関が相談事例を共有することなどを通じて、障害者差別を解消するための取組を主体的に行うネットワークとして設置したものでございまして、こうした協議会を通じての啓発についても考えてまいりたいと思います。

障害福祉課 植羅課長

今、啓発について発言しましたが、今年度がまさに条例の全面施行後初年度ですので、NPOの団体の方々にご協力いただく啓発活動を考えております。具体的には、NPO団体を対象に差別解消を啓発する活動を公募しまして、提案をしていただいた内容については、私たちのほうで特に優れた団体を選ばせていただいて、4団体程度にお願いしてまいりたいと考えております。

また、先ほど申し上げました地域協議会からの御意見も踏まえて啓発活動を全力で進めてまいりたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

柏倉委員長

ありがとうございました。県の方でも啓発を積極的に計画されているという御報告でした。他にいかがでしょうか。

三浦委員

私どもの団体は、知的に障害がある人たちの団体でございまして、知的に障害がある人は、自分の思いをうまく伝えられないこともあります。本人が辛い思いをしていますが、それを差別と気付いていなくて、他の人たちから見ればそれは差別ではないかというようなことが今後出てくるかもしれません。それをいかに吸い上げていくかということと、それをどういうふうに予防していくかということが今後の課題であると思います。

本人の意思を尊重して、なるべく本人の立場から発言できるよう支援していく必要があると思っておりますが、まだその認識は非常に低いと思っておりますので、今後「差別」とは何なのかということから考えて学んでいく必要があると感じております。

水野（樹）委員

先ほど県から説明があったことに関して2点質問したいと思います。

啓発活動をNPO4団体に依頼したとのことですが、その4団体がどこなのか教えてください。

もう一つは、地域で協議会を設置したとのことですが、その協議会が今いくつあるのか教えてください。

障害福祉課 植羅課長

説明が不足しており申し訳ありません。

NPO団体はこれから公募しまして、応募が多数ある場合は、その中から優れた提案をしていただいた4団体を選ばせていただきます。夏頃に選定委員会を設けまして選定してまいりたいと考えております。

障害福祉課 伊藤主任主査

障害者差別解消支援地域協議会ですが、法で設置することができるとされており、任意規定となっておりますが、愛知県はもちろん設置しております。各市町村における状況でございますが、昨年度末に本年

4月1日時点での状況を調査しております。その回答によりますと、設置済みが5自治体、設置予定が38自治体、未定が11自治体となっております。県といたしましては、大切な役割を果たす協議会でありますので、未定と回答された自治体に向けては積極的に設置するよう働きかけているところでございます。

平野委員

条例の8条、9条では社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮について規定されておりますが、私たちの地元では自立支援協議会の中で障害者差別のことについて検討を始めております。

協議会で提出された資料では、必要かつ合理的配慮について「無理がない」と注釈がついていました。障壁をなくすことは大変なことで、少しは無理があるのは当然であり、私たち障害当事者から見ればこのような表現には戸惑いを感じます。障壁をなくすことには大変であるし、提供側にもあまり無理を強いることはできませんが、少しずつでも直していただければ、暮らしやすい世の中になると思うのですが、このような表現は、見る者によっては誤解を招く恐れもありますので注意していただきたいと思っております。

柏倉委員長

まだ意見交換をされたい方も見えるかもしれませんが、予定の時間が近づいてまいりましたので、本日の会議はこれをもちまして終了したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

長時間に渡りましてありがとうございました。それでは事務局にお返ししたいと思います。

9 閉会

事務局

本日はお忙しい中、長時間にわたりまして、御審議いただきましてありがとうございました。

今後につきましては、事案がある場合に、適宜、部会を開催することとなります。必要がある場合は、まずは、事務局から委員長に相談し、開催する部会を決定いたしまして、該当する委員に開催の御連絡をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

お疲れ様でした。

以上で、平成28年度第1回愛知県障害者差別解消調整委員会を終了した。

署名人 _____ 印

署名人 _____ 印